鳥取県・岡山県共同アンテナショップオンライン多目的スペース利用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップオンライン多目的スペース（以下「スペース」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第２条　首都圏における営業（販路拡大、受注開拓等）、及び情報収集等の活動を行う者に対して、首都圏への出張時の作業や商談及びオンライン会議の実施等に活用可能なスペース等を提供し、その活動を支援することを目的とする。

（設置場所）

第３条　スペースは、とっとり・おかやま新橋館２階（東京都港区新橋一丁目１１番７号　新橋センタープレイス内）に設置する。

（利用対象施設・設備）

第４条　利用対象施設及び設備は次の表のとおりとする。

施　設　名	設　備　内　容
ミーティングルーム１ （９．７平方メートル、厨房裏手）	テーブル（１）、椅子（６）
ミーティングルーム２ （１１．９平方メートル、催事スペース横）	テーブル（１）、椅子（６）
パーティションルーム１　（※） （９．７平方メートル、奥側）	テーブル（１）、椅子（４）
パーティションルーム２　（※） （９．４平方メートル、手前側）	テーブル（１）、椅子（４）
オンライン会議用機器	モニター、スピーカー

※全てのスペースにおいて、Wi-Fi 接続可能。
※ミーティングルームをオンライン会議の場として使用する場合、モニター、スピーカーの貸出可能。
※パーティションルーム１及び２を一括で借上げ、仕切りを外しての使用が可能。その場合は、最大８名程度での使用が可能。

（利用形態）

第５条　スペースの用途は、次のとおりとする。
（１）商談、打合せ、面談、オンライン会議等の場としての利用
（２）その他首都圏における営業、及び情報収集等の活動拠点としての利用と認められるもの

（利用時間等）

第６条　スペースの開所日は、年末年始（１２月３１日から翌年１月３日までの期間をいう。）以外の日とする。
２　スペースの利用時間は、原則として午前１０時から午後６時までとする。
３　スペースの利用は、先着順を原則とする。

（利用対象者）

第７条　スペースを利用できる者は、次に掲げる者とする。
（１）鳥取県内に本店又は主たる事業所を有する企業、団体等
（２）鳥取県にゆかりのある団体、企業等
（３）その他、知事が認めるもの

２　次の各号のいずれかに該当するものは、スペース等を利用できない。
（１）法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（利用登録）
第８条　スペースの利用を希望する者は、オンライン多目的スペース利用登録申請書（様式第１号）によりあらかじめ利用登録を行うものとする。
２　知事は、前項の規定により提出された申請内容について、利用対象者として適性であると認められる場合、オンライン多目的スペース利用登録承認通知書（様式第２号）により利用登録の承認を行うものとする。
３　利用登録を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、登録事項の修正の届出を行うものとする。

（利用申込）
第９条　前条の規定により利用登録を受けた者がスペースを利用する場合、利用者は、あらかじめ予約システム等により空き状況を確認し、仮予約を行った上で、仮予約を行った日から７日以内(利用希望日までの期間が７日に満たない場合は利用開始日まで)にオンライン多目的スペース利用申込書（様式第３号）を提出しなければならない。
２　知事は、前項の規定により提出された申込内容について、適性であると認められる場合、オンライン多目的スペース利用決定通知書（様式第４号）により、利用の承認を行うものとする。
３　同条第１項によるスペースの利用申込みは、利用希望日の１ヶ月前から受け付けるものとし、利用希望日が重複する場合は、受付日の早いものを優先して利用の可否を決定する。但し、スペースのうちミーティングルーム１及び２について、催事スペースと同一目的で同一日に利用する場合は、６ヶ月前から受け付けるものとする。
４　知事は、利用者が仮予約を行った日から７日以内（利用希望日までの期間が７日に満たない場合は利用開始日まで）に利用申込書を提出しない場合、利用者に通知することなく、仮予約を取り消すことができる。なお、この取消しにより利用者に不利益や損害が生じる場合において、一切の責任を負わないものとする。

（利用料金）
第１０条　施設又は設備の利用料金等は、次の表のとおりとする。

区　　分	金　　額	金額のうち消費税額及び地方消費税額（10%）
ミーティングルーム１ ミーティングルーム２	午前（１０時～１３時） ２，０００円	１８１円
	午後（１３時～１８時） ３，０００円	２７２円
パーティションルーム１ パーティションルーム２	午前（１０時～１３時） １，０００円	９０円

	午後（１３時～１８時） １，５００円	１３６円
Ｗｉ－Ｆｉ接続	無　　料	－

（利用料金の支払時期等）
第１１条　利用料金の支払は、利用開始までに、納付書又は現金により支払うものとする。

（利用承認の取消し等）
第１２条　知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を取り消し、利用を停止することができる。
（１）当該要綱、関係する法令、及び規程等に違反したとき
（２）利用承認を受けた利用目的以外の目的で利用し、又はそのおそれのあるとき
（３）詐欺その他不正の行為により利用承認を受けたとき
２　スペースを廃止する場合は、知事は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。
３　前２項に定める場合のほか、スペースが所在する物件に係る定期建物賃貸借契約が解除になった場合には、知事は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。

（利用中止の届出）
第１３条　利用者は、利用者側の事由により利用を中止する場合は、オンライン多目的スペース利用中止事前届出書（様式第５号）により申し出るものとする。

（指示）
第１４条　知事は、スペースの適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は指示をすることができる。

（賠償責任）
第１５条　利用者は、故意又は重大な過失によりスペースの建物、設備、備品及び什器等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）
第１６条　この要綱に定めるもののほか、スペースの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和６年４月２５日から施行する。
（関係要綱の廃止）
２　鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等利用要綱（令和５年１０月１日施行）は、廃止する。
３　この要綱は、令和７年５月１５日から施行する。